

スマートフォン用電子証明書のユースケース

令和3年11月24日

総務省 情報流通行政局 情報流通高度化推進室

スマートフォン用電子証明書のユースケース

主なユースケース	概要	スマートフォン 対応予定時期	備考
各種行政手続のオンライン申請等	スマートフォン用電子証明書を使用した電子署名等によって、いつでもどこでも、各種行政手続のオンライン申請が可能になる。	令和4年度末	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルでは、ぴったりサービス（子育て・介護等の行政サービスの検索・電子申請）、確定申告の簡便化、医療関係情報の確認、ハローワーク（求職登録・職業紹介）等を利用可能。
マイナポータル	マイナンバーカードをカードリーダー等にかざすことなく、スマートフォン一つで本人認証を行うことができ、いつでもどこでもマイナポータルを利用できるようになる。	令和4年度末	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルにおいて、スマートフォン対応のためのシステム改修等が必要。
コンビニ交付サービス	マイナンバーカードを携行することなく、全国のコンビニ等において、早朝から深夜まで、土日祝日も住民票の写しや印鑑登録証明等の証明書の取得が可能になる。	令和4年度末以降順次	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度利用実績 約820万件（対前年度比 66%増） 技術検証実施中。一部のコンビニに設置されているICリーダーライトで対応が必要になる可能性有。
健康保険証	健康保険証やマイナンバーカードを携行することなく、医療機関の受診等が可能になる。	検討中	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度レセプト請求件数 約22億件 厚生労働省において、オンライン資格確認システムの改修等の対応を予定。
各種民間サービスのオンライン取引等	スマートフォン用電子証明書を使用した電子署名等によって、いつでもどこでも、証券口座の開設や住宅ローン契約等のオンライン取引が可能になる。	令和4年度末以降順次	<ul style="list-style-type: none"> 本年11月15日時点において、民間事業者133社が公的個人認証サービスを活用したサービスを提供。 民間事業者において、スマートフォン対応のためのシステム改修等が必要。遅くとも令和4年9月にはAPI公開予定。

スマートフォン対応予定なし マイナンバーカードの券面記載情報による本人確認
 マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用したサービス（職員証、在留カード、一部の自治体サービス等）